

岩田かずひと議員の行為を戒め、議会の品位を重んじることを求める決議

岩田かずひと議員は、令和7年6月25日の第2回区議会定例会の一般質問において、通告なく他会派への個人的な要求を求める抗議を行いました。

本来、一般質問は、会議規則第58条において、「区の一般事務」について行うものと定められています。加えて、「期間内に議長にその要旨を文書で通告しなければならない」と定められているにもかかわらず、そのいずれも遵守することなく、本会議の場において、執行機関への質問ではなく、他会派に対する謝罪を要求しました。また、福島第一原発事故後の除染で出た安全基準に合致している「再生土」を「放射能汚染土」と言い換え、災害復興に協力する自治体の取り組みを妨害する風評被害にもつながる問題発言をしています。

この行為は、高い倫理観が求められる議員として、到底相応しいものではなく、区民の信頼をも裏切る行為であり、決して許されるものではありません。

岩田かずひと議員は、これまでも議会の品位を冒瀆するような行為を繰り返しています。令和元年第4回区議会定例会の一般質問では、区内再開発を巡る問題発言や、令和3年第4回区議会定例会の一般質問では、質問内容のほとんどがインターネット動画の転載であることに加えて出所を明示しないという行為を重ねてきました。

また、令和4年第1回区議会定例会の一般質問では、個人的な憶測による不穏当極まりない発言に対し「岩田かずひと議員の本会議質問における発言に対する猛省を促す決議」が議決されるという事態に至りました。

さらに、令和4年9月21日第3回区議会定例会の一般質問では、憶測で区職員を名指しで批判したほか、記録用に撮影していた行為を「盗撮」と断じるなど、公開の場である議場に相応しくない発言を繰り返し、謝罪も発言の取消しも行わなかったため、「岩田かずひと議員の本会議質問における発言に対する問責決議」が議決されました。加えて、令和6年第4回定例会の一般質問でも、発言通告の範囲を超える再質問を行い、議長の制止も聞かず、発言を強行しています。

こうした岩田かずひと議員の幾多にも及ぶ不適切な行動は、再三にわたる注意や決議を経ても全く改善されません。これは、議会の品位を重んじる義務を定めた会議規則第98条に反するものです。

よって、区議会として岩田かずひと議員に対し、区民代表たる議員に相応しくない行為を戒めるとともに、改めて議会の品位を重んじるよう強く求めるものであります。

以上、決議する。

令和7年7月4日

千代田区議会